

さいたま市特定子ども・子育て支援施設等監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に規定する施設等利用給付認定子ども（法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）が、特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下同じ。）から特定子ども・子育て支援（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を受けたときに、市が施設等利用給付認定保護者（法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。）に対して行う施設等利用費の支給に関して、市が法第58条の8第1項に基づいて行う監査における基本的事項を定めることにより、特定子ども・子育て支援施設等に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）第53条から第61条までを遵守させ、市における施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的とする。

(監査方針等)

第2条 特定子ども・子育て支援施設等に対し、次に該当する情報があり、特に必要があると認める場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的として実施する。また、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく監査を行うことができる。

- (1) 特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合
- (2) 特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合
- (3) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- (4) 上記のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号及び第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合

(監査方法等)

第3条 監査を行うことが決定したときは、監査の根拠規定、目的、場所、担当者及び準備すべき書類等を設置者等に対して通知する。ただし、実地指導中に監査への変更を行った場合等、これにより難しい場合はこの限りではない。

- 2 違反疑義等の確認について必要があると認めるときは、法第58条の8第1項に基づき、特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援提供者であった者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員であった者（以下この項において「特定子ども・子育て支援提供者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員若しくは特定子ども・子育て支援提供者であった者等に対し出頭を求め、又は関係者に対して質問し、若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所、特定子ども・子育て支援提供者の事務所その他特定子ども・子育て支援施設等の運

営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

- 3 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に確認権限がある特定子ども・子育て支援施設等の利用者に対する施設等利用費を支給している場合で、第2条各号に該当する情報を取得し、違反疑義等の確認について特に必要があると考えられるときは、確認権限のある市町村にて必要があると考えられるときは、確認の権限がある市町村に対し、当該特定子ども・子育て支援施設等の監査の実施を要請することができる。
- 4 他市町村が前項に基づく要請を受け、特定子ども・子育て支援施設等の監査を実施する場合は、監査結果や改善報告書等について、当該市町村のほか、当該特定子ども・子育て支援施設等の利用者への施設等利用費を支給している市町村にも情報提供を行う。
- 5 監査は、原則として子ども・青少年政策課の職員2名以上をもって行うものとする。ただし、違反疑義等の内容により必要があると認められる場合は、対象となる特定子ども・子育て支援施設等の所管課職員と合同で行うことができる。
- 6 前項ただし書きの規定により合同で監査を行う場合においては、子ども・青少年政策課長は、職員の派遣について、対象となる特定子ども・子育て支援施設等の所管課長あてに依頼するものとする。

（監査結果の通知等）

第4条 監査の結果、法第58条の9第1項に定める勧告には至らないが、改善を要すると認められる事項がある場合及び施設等利用費等の返還を要すると認められる場合は、当該特定子ども・子育て支援施設等に対して、後日、文書によって指導内容の通知を行うとともに、原則として、文書で指導した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

（勧告等）

第5条 監査の結果、法第58条の9第1項に基づき、次に該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、基準を遵守すること等を勧告することができる。

- （1）幼稚園または特別支援学校の設置者及び一時預かり事業を行う者（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）を除く。）を除く 設置者等 が、内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として、適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合
- （2）運営基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合
- （3）法第58条の6第2項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合

2 前項の規定により勧告した場合には、60日以内に文書により報告させるものとする。

3 勧告を受けた特定教育・保育施設等の設置者等が前項の期限内にこれに従わなかったときは、法第58条の9第4項に基づき、その旨を公表することができる。

（上位措置への移行）

第6条 前条の規定による勧告等を受けた特定子ども・子育て支援提供者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、子ども・青少年政策課長は、命令への移行に

ついて、のびのび安心子育て課長に依頼することができる。

(命令等)

第7条 特定子ども・子育て支援提供者が正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったときは、法第58条の9第5項に基づき、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

2 前項の規定により命令をしたときは、特定子ども・子育て支援提供者に命令から60日以内に改善報告書を提出させるものとする。

3 第1項の規定による命令をした場合においては、法第58条の9第6項に基づき、その旨を公示するとともに、遅滞なくその旨を当該特定子ども・子育て支援施設等の認可等を行った埼玉県知事等に通知しなければならない。

(確認の取消し等)

第8条 確認基準違反等の内容が、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の10第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止（以下「確認の取消し等」という。）をすることができる。

2 確認の取消し等をしたときは、法第58条の11第3項の規定に基づき、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援を提供する施設等の名称及び所在地等を公示しなければならない。

(聴聞等)

第9条 監査の結果、当該設置者等に対して、命令又は確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合には、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定により聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

(県等への情報提供)

第10条 監査結果、改善報告の内容、行政上の措置等について、必要に応じ、埼玉県等に対して情報提供を行うものとする。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。